

7 資料編

(1) ケアラー支援に資する事業

～2026年(令和8年)1月15日時点の庁内調査の結果による～

下記の各事業の情報については、次の URL からご覧ください。

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/koreifu/carerer/index.html>

① ケア対象者が利用できる制度[ケアラーのレスパイト(休息)のため]

a	事業等の名称	子どもの生活支援事業
	担当課等	こども家庭センター
	内容	経済的に困難を抱えるなど、養育環境に課題がある家庭の子どもを対象に夕方から夜までの時間を安心して過ごすことができる場所として、居場所の提供、食事の提供等を行います。
b	事業等の名称	日中一時支援事業
	担当課等	障がい者支援課
	内容	日中一時支援事業は、藤沢市地域生活支援事業のうち、障がい者等を一時的に預かることにより、障がい者等に日中活動の場を確保すること及び障がい者等の家族の一時的な支援を目的としています。
c	事業等の名称	短期入所
	担当課等	障がい者支援課
	内容	一時的に宿泊を伴ったサービスで、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
d	事業等の名称	在宅難病患者一時入院事業
	担当課等	保健予防課(神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課)
	内容	在宅で療養中の難病患者を介護しているご家族等の事業により、介護が一時的に困難になった場合に、短期間、難病患者が入院できる制度です。

② ケアラーへの心身のケア

a	事業等の名称	学校生活・学校教育についての相談
	担当課等	教育指導課(藤沢市学校教育相談センター)
	内容	電話や来所での教育相談に応じます。各学校には決まった曜日に、スクールカウンセラーがおります。学校の担当者を通して相談をすることができます。また、学校からの相談の申し込みを受けて、スクールソーシャルワーカーが学校や家庭等の環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの構築に基づく支援を行っています。
b	事業等の名称	ひとり親家庭相談
	担当課等	子育て給付課
	内容	ひとり親家庭のみなさんが必要な支援を受けられるよう、ひとり親になる前から、ひとり親になった後も、母子・父子自立支援員が相談に応じます。
c	事業等の名称	子ども・子育て・青少年に関する相談
	担当課等	こども家庭センター
	内容	「子育ての不安や悩み」、「育児でストレスがたまっている」、「子どもを必要以上に叱ってしまいそう」、「子ども本人からの相談」など、相談員がさまざまなご相談をお受けします。
d	事業等の名称	精神保健に関するご相談
	担当課等	保健予防課
	内容	「最近、ぐっすり眠れない、明け方目が覚める」、「ストレスを感じたり、気持ちが沈む」、「イライラする、不安だ」など、電話、来所、訪問でのご相談をお受けしています。また、精神科などに受診されたことがない方を対象に、嘱託医(精神科医)による相談(予約制)も行っています。
e	事業等の名称	生活困窮者自立支援制度(バックアップふじさわ)
	担当課等	地域福祉推進課
	内容	生活保護に至る前の生活困窮者が抱える多様な生活課題について、本人、家族、その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言をするとともに、自立に向けた包括的な支援を行います。多様化し複合化する世帯の課題(ひきこもり、いわゆるごみ屋敷の状態にある家庭、住まい、就労、お子さんの学習)についてのご相談など、既存の制度では十分な対応が困難な困りごとについても対応します。

③ ケアラーの人生設計を一緒に考える支援

a	事業等の名称	一緒に考える『働き方相談室』～キャリアカウンセリング～
	担当課等	産業労働課
	内容	仕事や働き方についての悩みは実はいろいろあるものです。でも、身近に相談できる人は、なかなかいないかもしれません。Fプレイスでは、一緒に考える働き方相談室として、個別のキャリアカウンセリングを50分間無料で受けることができます。
b	担当課等	労働相談
	事業等の名称	産業労働課
	内容	勤労者が安心して働ける環境の実現に向け、毎週火曜日と土曜日のいずれも午後1時～4時まで、社会保険労務士による一般労働相談を無料で実施しています。また、かながわ労働センター湘南支所及び神奈川県社会保険労務士会藤沢支部と共催し、藤沢市内の主要駅において無料で街頭労働相談会を開催しています。
c	担当課等	生活困窮者自立支援制度(バックアップふじさわ)(再掲)
	事業等の名称	地域福祉推進課
	内容	生活保護に至る前の生活困窮者が抱える多様な生活課題について、本人、家族、その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言をするとともに、自立に向けた包括的な支援を行います。多様化し複合化する世帯の課題(ひきこもり、いわゆるごみ屋敷の状態にある家庭、住まい、就労、お子さんの学習)についてのご相談など、既存の制度では十分な対応が困難な困りごとについても対応します。

④ ケアラーへの学習支援

a	事業等の名称	生活困窮者自立支援制度(バックアップふじさわ)(再掲)
	担当課等	地域福祉推進課
	内容	生活保護に至る前の生活困窮者が抱える多様な生活課題について、本人、家族、その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言をするとともに、自立に向けた包括的な支援を行います。多様化し複合化する世帯の課題(ひきこもり、いわゆるごみ屋敷の状態にある家庭、住まい、就労、お子さんの学習)についてのご相談など、既存の制度では十分な対応が困難な困りごとについても対応します。

⑤ ケアラーの就労に関する支援

a	事業等の名称	「ユースサポート・ユースワークふじさわ」
	担当課等	産業労働課・青少年課
	内容	仕事のこと、学校のこと、ひきこもりなど、社会生活に悩みを抱える若者の自立・就労を支援する相談窓口です。一人ひとりの状況に合わせて、きめ細やかにサポートします。
b	事業等の名称	就労支援セミナー・資格取得講座
	担当課等	産業労働課
	内容	Fプレイスでは、自立や就労に困難を抱える方や安定した就労を希望する方等を支援するための就労支援セミナーや資格取得講座等を年間で開催しています。藤沢市に在住、在勤、在学の方はご利用ください。
c	事業等の名称	生活困窮者自立支援制度(バックアップふじさわ)(再掲)
	担当課等	地域福祉推進課
	内容	生活保護に至る前の生活困窮者が抱える多様な生活課題について、本人、家族、その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言をするとともに、自立に向けた包括的な支援を行います。多様化し複合化する世帯の課題(ひきこもり、いわゆるごみ屋敷の状態にある家庭、住まい、就労、お子さんの学習)についてのご相談など、既存の制度では十分な対応が困難な困りごとについても対応します。

⑥ ケアラーやその家族への経済的支援

a	事業等の名称	就学援助制度
	担当課等	学務保健課
	内容	公立小中学校に就学しているお子さんがいる家庭で、経済的な事情で就学にお困りな家庭に対して学用品費や給食費など就学にかかる費用の一部を援助しています。
b	事業等の名称	特別支援教育就学奨励制度
	担当課等	学務保健課
	内容	特別支援学級に在籍する児童生徒について保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興に資することを目的とした制度です。
c	事業等の名称	給付型奨学金制度について
	担当課等	教育総務課
	内容	意欲と能力のある子どもたちが、経済的理由により進学を断念することなく大学等での修学の機会が得られるよう、返済の必要のない給付型奨学金制度を実施しています。
d	事業等の名称	児童手当
	担当課等	子育て給付課
	内容	児童を養育する方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定及び次代を担う児童の健全な育成に資することを目的とした制度です。
e	事業等の名称	児童扶養手当
	担当課等	子育て給付課
	内容	母子世帯・父子家庭等の生活の安定と、自立を促進する事を目的に、父母の離婚・父又は母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童を監護している母もしくは父、又はそれに代わって養育している人について、手当を支給する制度です。父又は母のどちらかが重度の障がいがある方も対象となる場合があります。
f	事業等の名称	特別児童扶養手当
	担当課等	子育て給付課
	内容	知的障がいや身体障がい、精神障がいの状態(政令で定める中程度以上)にある20歳未満の児童を監護している父又は母。又は父母に代わり養育している人について、児童の福祉の推進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

g	事業等の名称	自立支援教育訓練給付金
	担当課等	子育て給付課
	内容	母子家庭の母又は父子家庭の父の自発的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定及び就職の促進を図るため、自立支援教育訓練給付金を支給します。
h	事業等の名称	高等職業訓練促進給付金
	担当課等	子育て給付課
	内容	母子家庭の母又は父子家庭の父が就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成機関に通学される方に高等職業訓練促進給付金を支給します。養成機関を修了した際には、修了支援給付金を支給します。
i	事業等の名称	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
	担当課等	子育て給付課
	内容	高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親や子どもが、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金を支給します。
j	事業等の名称	養育者支援金
	担当課等	子育て給付課
	内容	父母に監護されていない児童を養育しているが、公的年金給付などを受給していることにより、児童扶養手当の一部または全部が支給停止になっている養育者に支援金を支給する制度です。
k	事業等の名称	養育費確保支援事業
	担当課等	子育て給付課
	内容	ひとり親家庭の方が養育費を確実に受けとれるよう支援するため、養育費の取決めに係る公正証書等の作成費用や未払い養育費に係る強制執行申立て等を行うための費用を補助します。

l	事業等の名称	子どもの食支援に関する取組
	担当課等	子ども総務課
	内容	子ども食堂や地域食堂などの子どもの食支援活動に対する食材等の寄附・受入れや保管、地域団体への配布等を行う拠点運営を支援します。また、市内の子ども食堂の活動について、市民向けの情報配信を行うとともに、子ども食堂を運営する団体との情報交換などを行い、活動を支援します。 ※子ども食堂とは、地域住民がボランティアで運営し、子どもたちに無料または安価で栄養のある食事と安心できる居場所を提供するコミュニティスペースです。もともとは経済的に困難な家庭の子どもを支援する目的で始まりましたが、現在は子どもだけでなく、高齢者や大人も利用できるみんなの食卓として、世代間交流や地域交流の場としても機能しています。
m	事業等の名称	生活保護
	担当課等	生活援護課
	内容	生活保護は、日本国憲法第25条に基づく制度で、収入や資産が一定の基準を下回り、さまざまな支援を受けても生活が困難な方に対して、健康で文化的な最低限の生活を保障します。また、生活状況に応じて自立を支援します。病気やけがで働けなくなったり、収入を得ている方と離別した場合など、生活が苦しくなったときは、どうぞ早めにご相談ください。
n	事業等の名称	生活福祉資金貸付事業
	担当課等	藤沢市社会福祉協議会
	内容	低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金、例えば、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等の貸付けを行います。
o	事業等の名称	生活困窮者自立支援制度(バックアップふじさわ)(再掲)
	担当課等	地域福祉推進課
	内容	生活保護に至る前の生活困窮者が抱える多様な生活課題について、本人、家族、その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言をするとともに、自立に向けた包括的な支援を行います。多様化し複合化する世帯の課題(ひきこもり、いわゆるごみ屋敷の状態にある家庭、住まい、就労、お子さんの学習)についてのご相談など、既存の制度では十分な対応が困難な困りごとについても対応します。

p	事業等の名称	難病患者支援事業・相談窓口
	担当課等	保健予防課
	内容	療養生活を送られる際に、難病患者やご家族の方等がご利用いただける制度、サービス、相談窓口等があります。利用の際には一定の条件が必要なものもありますので、それぞれの担当機関にお問い合わせください。
q	事業等の名称	がん患者ウィッグ・胸部補整具購入費等の助成事業
	担当課等	健康づくり課
	内容	がん患者の方の療養生活の質の向上と、がんになっても自分らしく生きることのできる社会の実現のために、ウィッグ・胸部補整具の購入費・レンタル費の一部費用を助成します。
r	事業等の名称	若年がん患者在宅療養支援事業
	担当課等	地域医療推進課
	内容	ご自宅で療養している若年がん患者の方々が、住み慣れた自宅で安心して自分らしく生活するための一助となるよう、自宅療養にかかった費用の一部(訪問介護サービス費、福祉用具の購入・レンタル費等)を助成します。
s	事業等の名称	所得税、市・県民税、相続税の障がい者控除及び市・県民税非課税基準
	担当課等	障がい者支援課(市民税課)
	内容	障がい者(児)が市・県民税の納税義務者本人、又は納税義務者の同一生計配偶者、又は扶養親族である場合、基準にのっとり所得金額から一定金額が控除されます。また、市・県民税の納税義務者本人が障がい者手帳を持ち、一定の要件を満たすと、市・県民税の非課税措置が適用されます。
t	事業等の名称	軽自動車税の減免
	担当課等	納税課
	内容	一定の要件を満たした障がいのある方又は障がいのある方と生計を一にする方が所有する軽自動車で、障がいのある方(身体障がい者に限る)が運転する車両又は障がいのある方と生計を一にする方若しくは障がいのある方を常時介護する方が専ら障がいのある方のために運転する車両の軽自動車税を免除します。

u	事業等の名称	水道料金の減免制度
	担当課等	神奈川県企業庁藤沢水道営業所料金担当
	内容	神奈川県営水道の事業です。対象となる資格をお持ちの方が在宅されている世帯は、申請により県営水道の水道料金の一部が減免されます。※ケアラー本人やその家族が別世帯の場合、そちらの世帯については減免の適用ができない可能性があります。
v	事業等の名称	下水道使用料の減免制度
	担当課等	下水道計画業務課
	内容	障がい者世帯や児童扶養手当の受給世帯など、申請によって下水道使用料が減免されます。

⑦ ケアラーを含む世帯への日常生活の支援

a	事業等の名称	高齢者本人及び介護者の日常生活に関する困り事、介護保険サービス、介護予防事業などの相談
	担当課等	高齢者支援課
	内容	要支援・要介護などの方やさまざまな困りごとを抱える方を対象として、住み慣れた地域で安心して在宅生活が送れるよう、生きがいづくりや社会参加の支援を行うとともに、関係課や専門機関と連携しながら相談・支援を行います。
b	事業等の名称	いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)
	担当課等	高齢者支援課
	内容	いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)は、住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、高齢者の皆さんを支える機関です。
c	事業等の名称	もしもの時に備えて(認知症)
	担当課等	高齢者支援課
	内容	認知症に関する基礎知識、相談窓口、当事者・家族会などの情報を提供しています。
d	事業等の名称	ひとり親家庭等日常生活支援
	担当課等	子育て給付課
	内容	ひとり親家庭の親が修学や傷病等を理由として、一時的に家事支援や育児支援が必要となった場合に家庭生活支援員を派遣します。
e	事業等の名称	障がい児に関する相談窓口・各種福祉サービス受付
	担当課等	こども家庭センター
	内容	こども家庭センターでは、18歳未満の障がいのある子ども、障がいがあると思われる子どもの相談受付や障がい児の福祉サービス利用の相談、障がい者手帳の申請・交付などを行っています。

f	事業等の名称	子どものショートステイ事業・トワイライトステイ事業
	担当課等	こども家庭センター
	内容	子育て中の保護者が出産・残業・出張・冠婚葬祭などの理由で、ご家庭での子どもの養育が一時的に困難になった場合に、短期間、実施施設において子どもの養育を行います。宿泊で預かるショートステイと、夕方から夜にかけて預かるトワイライトステイがあります。
g	事業等の名称	子育て世帯訪問支援事業
	担当課等	こども家庭センター
	内容	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。
h	事業等の名称	ファミリー・サポート・センター事業
	担当課等	こども家庭センター
	内容	小さなお子さんのいる保護者が安心して子育てができるよう、地域(市内)の人たちがお互いに助け合っていく仕組みです。子育ての手助けを希望する方(おねがい会員)と、子育ての手助けができる方(まかせて会員)で会員組織を構成し、アドバイザーが仲介となり会員相互による育児支援活動を行います(有料)。
i	事業等の名称	障がい者及び介護者に対する障がい福祉サービス、障がい者手帳などの相談
	担当課等	障がい者支援課
	内容	障がい者手帳の交付申請や医療費助成制度の利用申請、介護給付・訓練等給付の支給申請、補装具の申請など、障がい者福祉に関する申請手続の受付や相談を行っています。
j	事業等の名称	生活困窮者自立支援制度(バックアップふじさわ)(再掲)
	担当課等	地域福祉推進課
	内容	生活保護に至る前の生活困窮者が抱える多様な生活課題について、本人、家族、その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言をするとともに、自立に向けた包括的な支援を行います。多様化し複合化する世帯の課題(ひきこもり、いわゆるごみ屋敷の状態にある家庭、住まい、就労、お子さんの学習)についてのご相談など、既存の制度では十分な対応が困難な困りごとについても対応します。

k	事業等の名称	共生型ホームヘルプサービス事業
	担当課等	地域福祉推進課
	内容	日常生活の支援を必要としながらも、介護保険法等既存の制度ではニーズに対応できない、ケアラー、ひきこもり、若年がん患者などを対象にホームヘルパーを派遣し、日常生活の支援を行います。
l	事業等の名称	藤沢市良好な生活環境の確保に向けた支援のガイドライン
	担当課等	地域福祉推進課
	内容	いわゆる「ごみ屋敷」が発生する要因に着目し、その原因の解決をめざすために、行政や支援関係機関が、地域住民からの理解と協力を得ながら居住者自身に対して福祉的・伴走的な支援を行うための指針としてまとめています。
m	事業等の名称	日常生活自立支援事業
	担当課等	地域福祉推進課(藤沢市社会福祉協議会)
	内容	判断能力が十分でない障がい者や高齢者の方の書類の預りや日常的な金銭の管理をご本人との契約に基づき、藤沢市社会福祉協議会が支援いたします。
n	事業等の名称	精神保健に関するセミナー・講演会・教室等
	担当課等	保健予防課
	内容	統合失調症、うつ病等の精神疾患で療養しているご本人やご家族の方、一般の方を対象とした教室、講座、講演会を開催しています。

(2)パブリックコメントの実施状況

① 実施概要

件名	藤沢市ケアラー支援推進計画(案)
公募期間	2025年(令和7年)11月11日から 2025年(令和7年)12月15日まで
資料の閲覧場所	地域福祉推進課、市役所総合案内、市政情報コーナー、 各市民センター、各地域包括支援センター、各障がい者 地域相談支援センター、市ホームページ
周知方法	広報ふじさわ 10月25日号、市ホームページ、LINE
意見等を提出 できる方	市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方、 その他利害関係者
意見の提出方法	所定の意見提出書又は任意の用紙により、郵送・FAX・ 持参・藤沢市ホームページの意見提出フォームのいずれ かの方法で提出

② 実施結果

a 意見提出状況

項目	件数
(a) 郵送	0件
(b) FAX	0件
(c) 持参	0件
(d) ホームページ	5件
合計	5件

b 意見の内訳

項目	件数
(a) 基本理念	0件
(b) めざす将来像	0件
(c) 市の責務及び市民などの役割等	0件
(d) 基本施策	4件
(e) その他	2件
合計	6件

c 提出された意見の内容と市の考え方について

「(d)基本施策」について

類型化した意見・提案	ご意見に対する市の考え方
<p>自治体や担当部門の縦割りにより、子育て支援と介護支援の連携が取れず相談窓口が分散・不明瞭であるため、部門横断の連携を強化し、必要な情報と支援を受けられる体制を整備してほしい。</p>	<p>関係機関などの連携につきましては、「4 計画の構成_(4)基本施策_③基本施策 3 関係機関等によるケアラーの早期発見と連携の促進」において記載しており、包含しているものと考えております。</p> <p>ご指摘の自治体間の連携につきましては、機会を見て他市町村に情報提供させていただきます。</p>
<p>AI 技術(会話型 AI、服薬リマインダー、診断支援等)を活用した認知症支援とケアラー負担軽減の仕組みを計画に盛り込んでほしい。地域の医療・介護機関との連携や実証支援を求める。</p>	<p>計画は、理念計画であり、個々具体の事業について、本計画では記載しないこととしております。ご提案の内容につきましては、相談窓口や支援体制の充実を進めていく中で、事業の一つとして検討させていただきたいと考えます。</p>
<p>ケア終了後のグリーフ対応が不足しているため、悲しみを受け止め続けられる静かな居場所(公的施設内のスペース等)やフォローの仕組みが欲しい。</p>	<p>ケア終了後の状況を考えますと、それまで係わっていた関係者が去ることによって新たな孤独・孤立を生むきっかけになる可能性があり、重要な問題と考えます。このことからグリーフケアについては、段階的に検討できるよう計画に追記したいと考えます。</p>
<p>「家庭内でケアラーを確保できない」、「ケアへの当事者意識が得られない」などの問題や、医療・包括支援の側が日常生活を把握せず必要なケアを提供していない点を是正してほしい。</p>	<p>計画の枠組みから今回の計画に盛り込むことは難しいと考えますが、ご意見につきましては、関係部署と情報共有していきます。</p>

「(e)その他」について

類型化した意見・提案	ご意見に対する市の考え方
<p>「ヤングケアラー」に加えて「若者ケアラー」も明記し、文言を統一すべきである。</p>	<p>ご指摘の箇所につきましては、「(4)基本施策_①基本施策 1「ケアラー及びケアラー支援に関する理解の促進」の部分になります。ご指摘のとおり「学校等は、ヤングケアラーへの適切な支援を…」を、条例や、計画案の他の箇所と同様に「学校等は、ヤングケアラーや若者ケアラーへの適切な支援施…」に修正します。</p>
<p>公開の仕方に関するご意見</p>	<p>今後の参考にさせていただきます。</p>

※ いただいたご意見は、類型化し回答しています。

※ ご意見の趣旨を損なわない程度に、表記を変えている場合があります。

(3)藤沢市ケアラー支援協議会

① 2025 年度(令和 7 年度) 藤沢市ケアラー支援協議会委員 名簿

No.	氏名(敬称略)	選出母体等	選出区分 【規則第 5 条】
1	大西 剛	藤沢市地域包括支援センター 連絡協議会	関係機関及び民間支援 団体に属する者
2	長岡 豊和	藤沢市居宅介護支援事業所 連絡協議会	
3	深見 勝弘 (副会長)	藤沢市障がい児者ヘルパー 事業所連絡会	
4	山田 大悟	特定非営利活動法人 藤沢相談支援ネットワーク	
5	和田 健太郎	藤沢市精神障がい者 地域生活支援連絡会	
6	大慈 めぐみ	藤沢市訪問看護ステーション 連絡協議会	
7	北野 範之	藤沢市社会福祉協議会 コミュニティソーシャルワーカー	
8	松本 眞理子	藤沢市民生委員児童委員 協議会	
9	後藤 智子	小学校長会(天神小学校)	
10	大川 千幸	中学校長会(高倉中学校)	
11	伊草 光一	若年性認知症本人と家族の会 『絆会』	ケアラー又は元ケアラー
12	縦山 枝里	ひとりやないで！～統合失調症 の親と向き合う子向け家族会～	
13	中澤 美子	チャレンジⅡ ご家族向け日中活動事業	
14	田中 誠実	藤沢商工会議所	市内企業に属する者
15	興邊 義人	湘南地域連合	労働者団体に属する者
16	青木 由美恵 (会長)	関東学院大学看護学部	学識経験のある者

② 藤沢市ケアラー支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例(令和6年藤沢市条例第46号。以下「条例」という。)第10条第2項の規定に基づき、藤沢市ケアラー支援協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係機関又は民間支援団体に属する者
 - (2) ケアラー又はケアラーの経験がある者
 - (3) 市内に事業所を有する企業又は地域経済団体に属する者
 - (4) 労働組合に属する者
 - (5) 学識経験のある者
 - (6) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下単に「会議」という。)は、市長の請求に基づき、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部地域福祉推進課において処理する。

(報酬)

第9条 委員の報酬は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年藤沢市条例第36号)の定めるところによる。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この規則の施行後最初に招集される会議及び会長が第5条の規定により互選される前に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

③ 計画の策定経過

開催日	内容
2025年(令和7年)	
5月19日(月)	第1回 藤沢市ケアラー支援協議会 <議題> a 市からの報告事項 (a) 条例及び協議会について (b) 令和7年度年間スケジュールについて b 情報交換について (a) (仮称)ケアラー支援計画について (b) 各種調査からのケアラーの状況と着目すべき点について
7月1日(火)	第2回 藤沢市ケアラー支援協議会 <議題> a 第1回協議会の確認について b 【仮称】ケアラー支援計画骨子(案)について c ケアラー支援に資する各機関及び団体等の活動について
8月5日(火)	第3回 藤沢市ケアラー支援協議会 <議題> a 第2回協議会の確認について b 【仮称】ケアラー支援推進計画(素案)について c ケアラー支援に資する各機関及び団体等の活動について

開催日	内容
2025年(令和7年)	
10月22日(水)	第4回 藤沢市ケアラー支援協議会 <議題> a 第3回協議会の確認について b (改)【仮称】ケアラー支援推進計画(素案)について c パブリックコメント及び議会報告等について
2026年(令和8年)	
1月13日(火)	第5回 藤沢市ケアラー支援協議会 <議題> a 第4回協議会の確認について b パブリックコメントの結果について c ケアラー支援推進計画(最終案)について d ケアラー支援シンポジウムについて

